

東京帝國大學經濟學會 經濟論叢

第三十三卷 第一號

昭和六年七月一日發行

論叢

效用經濟と勢力經濟……………文學博士 高田 保馬
 新地租の不公平と其匡正……………法學博士 神戶 正雄
 稅率論……………經濟學博士 汐見 三郎

時論

稅制整理の目標……………法學博士 神戶 正雄

研究

收穫高と米價との關係……………經濟學士 八木芳之助
 東海道濱松宿に關する一考察……………經濟學士 大山敷太郎
 アルフレッドの工業立地理論に就て……………經濟學士 菊田 太郎
 ・ウェーバーの工業立地理論に就て……………經濟學士 谷口 吉彦
 米の生産地相場と消費地相場との相關々係……………經濟學士 谷口 吉彦

說苑

グラスの工業發達階段說……………經濟學士 堀江 保藏
 費用概念考察の出發點……………經濟學士 熊本 吉郎
 國勢調査てふ用語……………經濟學士 岡崎 文規

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

時

論

税制整理の目標

神戸 正雄

序 説

現内閣は其使命として、行政、財政、税制の三大整理を標榜して居る。慾をいふならば、此際、我國の根本的國策の樹立、其は經濟の大方針からして、外交國防にまでも及んで、突き進んだ所の國策こそは政府に於て、そして國民全體の協力の下に、政黨政派を超越して攻究し、樹立して貰ひたいのであるが、其は餘りにも六つかしい問題なので、取敢へず、消極的ながらも右の三大整理を思ひつきて、之を實現しやうといふのであらう。洵に結構な事で、私は先づ以て此壯舉に賛成するが、併し言は易く、行ふは難し。其實行の途上、種々の暗礁に乗り上げて、結局は大山鳴動して鼠一匹となりはせぬか。杞憂を懷かざるを得ぬけれども、與へられたる時事問題として

は興味深き問題なのであるから、敢て此に其中の一たる税制整理の問題を採て之を論ずる。案は目下、準備委員會の手に在つて、まだ調査會に移つても居らず、其成案の出來て居るのでもないから、今之を論ずるのは聊か暗中摸索の嫌なきにあらずである。それで案の批評は後日に譲り、今は誰だ此案にて考慮さるべしと推定せらるる諸の目標について検討して見る。其の諸目標とは、公正課税の見地、財政收入の見地を初めとし、經濟上、社會政策上、政治上、課税技術上等の見地であり、此中でも公正と收入とは税制の重點である(註一)。其重き點ばかりでなく、他の諸點をも考慮して、全體として相當に調和を得たる成案が出來なければならぬ。此に擧げた色々の要求は、或處には一致もするけれども、又他の點では牴觸することともなる。其れで凡べての要求が満足には充たされず、比較的重きを取り、輕きを棄て、全體として諸要求を適當に充たさうといふことにもなる。で案は此等の要求の何れかからして多少の不満足はあつても、重なる要求を相當に充たして居り、小缺點はあつても、大缺點なければ許さるものとしなければならぬ。果して來るべき整理案は此程度のものであるか如何か。以下、此を前記の目標より豫測して見よう。以下の説述は大體各見地別に之を爲すが、課税技術上の見地のみは特に之を掲げず、他のものに附帶して説く。

(註一) ハイドリツヒは、二の原則、外的及內的(多收と、能力と)此二の原則が、公經濟の本質と調達方便とからして租

税に要求された最上の處理觀察點だと爲し、セリグマンは、近代的税制改革は、社會的(公正的)及國庫的(財政的)考慮の結合を示す。即ち計畫は、社會的事情に相當の考慮を拂つて、財政問題を解決しやうとしたのだといふ¹⁾。何れも意義ある詞である。

第一 財政收入上の目標

政府は此税制整理案にては、收入に増減なき範圍に於ける税制の改變を目標として居るといふ。之を其儘に取ると、此際、増税せず、増率せずといふ方針のやうに取れる。併し又、今日の經濟界の大變況によりて租税の自然減收の大い時に當りて、收入に増減なき度の整理といふときは、此自然減收を補ふだけ、全體上、増率を伴はなくてはならぬ。或ものを減率しても其を補ふ以上にも、そして全體上、從來の儘であれば自然減收するだけを補ひ得る度の増率をも行ふといふことを意味し得る。政府の標榜は一見すれば第一の意味のやうに聞ゆるが、真相は第二の意味であり、又其である外ないといふのが、今日の事情からして財政收入上、租税に對する必然の要求だと思ふ。

其譯は、(1)今日我邦財政を壓迫して、租税及其他の歳入の自然減收を生ぜしめ、豫算に表はされたる金額を生ずることの難くなつた原因たる經濟界の不況が一部、臨時的・一時的の現象と認めらるるが、併しむしろ主としては多少永續的・繼續的の性質を帯びたものと認めらるると、(2)そ

1) Heidrich, Die Lehre von den obersten Steuerprinzipien. S. 91. Seligman, Essays in taxation. 10 ed. p. 541.

して收支關係の調節上、不足を充足するの手段については、夫の原因が一時的臨時的であれば、其手段として租税(臨時税、既存税の一時引上又は新税の一時設置)も認められぬことはないけれども、併し斯かる一時的の事由の爲めに、人民の經濟上の安定を傷けることの出来るだけ避けたきものもあるから、戦争などのやうな場合の外、むしろ之を避けるのが宜しいとして、残る所のものは剩餘金の使用、財産の賣却、基金の使用などのやうに、今日の際には用ゐられぬものを別として、經費の節減、特に繰延と、公債借入とに充足手段を求める外はない。そして夫の原因が多少永續的繼續的だとすれば、其場合にも公債の許されることが全くないのでない(註三)、けれども、其はよく々々の事であつて、漫りに用ゆべきものではなく(註三)、他に方法なき絶體絶命の場合でない限り、成るべくは經費の節減、特に繰延よりも、より多く眞の節約に依るか、(行政整理の外、にも一般に物件費の如きは物價下落の際には當然其割合だけ減縮されなくてはならぬのみでなく、其以上にも、節減必要の存する限りは減縮しても差支ないけれども、人件費の方は、人に關するるのであるから、一方に物價が上つたからといふて、其に應じては増額されず、漸く其に時間的にも後れて増加されるのみならず、額に於ても僅かの度にて上げられるのに止まるものだから、物價が下つたときにも、其と同じだけを下げるといふことは出来ず、又可なり後れて下げらるるものである。其が穩當なる處置と認めらるる)、租税の増加(既存税の引上、新税の採用)

2) Eheberg, Fw. 18 & 19 Aufl. S. 544 ff. Tyszka, Fw. 2 Aufl. S. 59.

に依るか、其何れか一、又は二者並び行ふの外なきものである。³⁾ 随つて此の現下の自然減収に應ずる手段としては、若干公債に依ることも認めらるるが、且又、節約繰延にも依らなくてはならぬが、其外に、税の増率もが認められるのである。

(註二) アリクスは、(1)租税が既に限度に達した場合と、(2)租税の収納が停滞し、而も正常時にても、公務の繼續性を保障する必要がある場合とに、起債の避くべからざることを認める。⁴⁾

(註三) ジエーツは、公債は経費の支辨の爲めには、絶対に止めなければならぬといふ。⁵⁾

第二 公平課税上の目標

租税は品質的には全體上公平に適はなければならぬ。外的、分量的には前記のやうに必要な収入を充たしつつ、而かも内的、品質的に公平なものでなければならぬ。そして之を觀察するに二様ある。一は最近の經濟的大變化によりて生じた不公平を除くの方法を講ずること。二は、之を別として、税制として永續的に見て其に存する不公平を匡正するの方策とである。

第一から初める。即ち從來の税制を假りに公平として、最近の事變から生じた不公平の匡正といふことは、普通に看落されるけれども、此も出来るだけ考慮に入れて改正を工夫しなければならぬ。此が更に二に別れる。其の一は此が不景氣となりて人々の擧ぐる收益乃至所得に及ぼした變化から見た不公平の匡正で、其二は貨幣價值の上騰(物價下落)の爲めに生じた不公平の匡正で

3) Eheberg, a. a. O. s. 543.

4) Allix, Traité élémentaire de science des finances 5 éd. p. 779.

5) Jéze, Cours de finances publiques-1928—1929. p. 215.

ある。

其第一の不景氣に依る収益乃至所得の變化からいふと、農商工業者の多くの者が最近の不況によりて収益の絶對額を減じたのみでなく、其相對率をも減じたことである。此が爲めに在來の所得稅收益稅の負擔を一層苦しく感ずるやうになつた。⁶⁾酒稅等消費稅についても、生産者が立替拂について一層困難を感ずるやうになつた。之に對して他の反面には、收入を一向に減ぜざるのみか、或は却つて元本を増加し、少くとも收入の減少しなかつたものがある。其は公社債の持主、(預金者)、官公吏などである。尤も、預金者は其後、利下に遇ひ、官吏も、隨つて公吏も減俸に遇ひ、又は遇はうとして居る。が、尙ほ公社債の持主だけは收入を減少せぬものとして残る。此間の不公平を匡正する爲めには營業者の方は減率し、公社債権者には増率しなくてはならず、營業者には更らに純益率の計算方法をも改めて其からしても負擔を軽くしてやらなければならぬ。酒稅などについては此點からしては庫出稅への改正が考へられる。

第二の貨幣價值の上騰から生ずる不公平の匡正⁷⁾については、此點からして見ても別に不公平といふほどのことを認めず、從來の儘に据置いて可なりとする稅もある。其は課稅標準決定時期と納稅時期とが殆んど一致して居り、而かも從價比例稅たるものである。第二種所得稅、甲種資本利子稅、登録稅の一部、關稅の一部、織物消費稅の如き然りである。

6) 拙文、不景氣と租稅(租稅研究、五卷、55以下)、
7) 拙文、物價と租稅の不公平、(租稅研究、六卷、25以下)、

之と異り貨幣價值の上騰によりて不公平が生じ、之が匡正を要すと認めらるるものには種々ある。(1)課税標準が一旦定まりてより十年間も永く不動なる其に依る従價比例税たる地租の如きにありては、其課税標準決定時たる大正十五年四月一日の物價指數を基準として、各納期の指數によりて税額を換算しなければならぬ。(2)前年、前月又は前期に於ける課税標準たる價格に依る従價比例税たる乙種資本利子税、法人普通所得税、營業收益税（其一部、豫算年額によるものは特別計算）、取引所税、鑛産税、兌換銀行券發行税にありては、課税標準の爲めの其前期と納期との間の指數によりて換算をしなければならぬ。（標準の期間が永きに亘るときは、平均を採ることが必要になる）。(3)従量比例税たる酒類諸税、清涼飲料税、砂糖消費税、關税の一部、登録税の一部、鑛區税、噸税の如きには、一定標準期を指定して、此と納期との間に於ける指數によりて換算しなければならぬ。(4)確定率と單純階級率又は特殊累進率とにありても、（其は骨牌税、登録税一部、印紙税の一部）、また齊しく標準期と納期との間の指數による換算を要する。(5)従價階級税たる印紙税の一部、狩獵税に至りては、段階についても税額についても換算しなければならず、(6)従價累進たる相續税、所得税に至りては、階段や免税點についても指數により換算し、標準の決定期と納期との間、更には標準たるものの前年分と今年分との間にも換算又特別計算を要する。尤も右の中、累進税の場合には計算が特に面倒であり、又、印紙税のやうに日常の取引に

頻々と起るものには右のやうな換算の實行は六つかしい。だからして此方法は全き税を通じては行ひ難く、其結果としては同一の見方からして或ものには行はれ、他のものには行はれぬといふ事にて不満足とはなる。けれども斯かる換算もが必要なものだといふことは確かであり、此點をも考慮して税制の改正をしなければならぬといふことの注意だけはしなければならぬ。

第二に右の假定を離れて、在來の税制に存して居つた不公平の匡正といふことからいふと、其は細目にも入れれば際限もないが、今其の重なるもののみを擧ぐる。此も二大別して見られる。其は一は一般に多くの邦に共通であつて、我邦にも存する不公平であり、其二は我邦に特有なる不公平である。其一からいふと、更らに二つあつて、第一は課税物件の性質から生ずるもので、其は動産の逋脱易から生ずるものだ。⁸⁾ 此は所得税にも、収益税にも、財産税にも、相續税にも見られる共通の缺點で、之が爲めには少くとも銀行及信託會社の國家統制を望ましとする。⁹⁾ 之によりて此缺陷の全部を補ひ得ぬとしても、其重なるものを補ひ得る。第二は税質に屬するもので、此にては先づ關稅が内外物價及生産事情の變化に段々と適應しなくなつて、或ものは過重となり、他のものは過輕となるのに其儘とせられて不公平となつて居るといふ事が何處にも見出される。或ものは減廢しなくてはならぬし、他のものは其儘とし、又は増率をしても、其にはむしろ期限をつけるのが至當のやうである。¹⁰⁾ 次ぎには、内國消費稅中、例之、酒造稅などのやうな稅が從量

8) 拙文、動的資本と租稅公正難(租稅研究、九卷、156以下)、相續稅の逋脱、(同上、九卷、288以下)、所得稅の不公平、(經濟論叢、三十二卷、三號、8)
9) 拙文、銀行秘密の維持と所得稅、(經濟論叢、三十一卷、六號、1、以下)
10) 拙文、保護關稅の合理化、(經濟論叢、三十二卷、一號、1、以下)

比例税であるのは、課税技術上已むを得ないともせられるが、公平課税からいふと、上等高價酒も下等廉價酒も一率に一石四十圓といふやうになつて、大な不公平となる。で之をして一層公平にならしむるのには從價比例税とするといふ案も出るが、一層のこと、專賣制度を行ふ方が選むべきではないか。¹¹⁾或はかかる消費税の全廢といふことも考へられるが、財政收入上、其は到底困難であり、此とも調和しつつ、一層公平なる課税をも齎らすものは專賣の外に出でないやうだ。

其二たる我邦税制に特有とも見るべき不公平としては、先づ人々(税を負擔すべき)間に於ける不公平としては、第一には第二種所得税甲の公社債銀行預金の利子、貸付信託の利益の源泉課税の不公平の如きを擧げなければならぬ。¹²⁾此も畢竟は動産の遁脱易から生じたもので、前にもいふやうな銀行及信託會社の政府統制を伴ふことが出来れば、之を改めて綜合課税に變ずることを得る。かくても尙ほ若干の不都合は殘るけれども、其は忍び得ぬことでない。第二には國債の無所得税の如きも不公平の甚しきもので、¹³⁾之を課税することによりて一層公平ともなり、且つ可なり増收にも役立つ。第三は第二種所得税及資本利子税の地方附加税の禁止の如きも、¹⁴⁾爲めに此種の所得者の負擔を過輕たらしめるの不公平を生ずる。之については國家に於て附加税に相當するだけ税率を高く取つて、其收入の餘分のもを地方に分與したら良い。之によりても現在の不公平を匡正しつつ、増收を擧げ、地方への交付すべき餘裕を生じ得る。第四は我邦の税制では全體

11) 拙文、消費税に於ける累進課税、(租税研究、二卷、165—166)、消費税の理想としての專賣、(同上、八卷、213、以下)、
 12) 拙文、所得税の公平、(經濟論叢、三十二卷、三號、7、以下)
 13) 拙文、國債利子及官吏俸給の免税、(租税研究、六卷、148、以下)
 14) 拙文、資本利子税の第二種所得税の地方附加税禁止規定、(經濟論叢、三十卷三號、1、以下)

上、直接税が間接税に比して輕きに過ぐるといふことの不公平で、¹⁵⁾此は出来るだけ匡正したいが、實の處、財政收入上の要求もあつて、急激に此理想を實現するは六つかしい。恐らくはあまり大ならざる度にての間接消費税引下と、前來舉げた方面に於ける直接税増徴と位より外には望み難からう(註四)。

(註四) セリグマンが、英、獨、濠等の税制改革の史實を叙して、此等の事實は、近代國家の收入が主として直接税から擧げられなくてはならぬといふ主張の誤なることを示すと結論して居るのは多少參考するに足る。¹⁶⁾

次に地方團體相互の間に於ける不公平の匡正といふこともある。其第一は、地方物税中、家屋税が各地方にて課税標準を定められて居る爲め、其定め方が各地方により異り、其爲めに地方間の不公平となるのみならず、税率も區々であり、特に此が單なる物税たる處と、戸數割の代りとして人税代用をも務める處ともあつて、家屋負擔に相違を生ずる。此は人税關係をも整理しなければならぬが、せめて課税標準を國定とし、即ちむしろ之を國税の中に入れて、地方には附加税だけを取らしたら一層公平になるともいふが、其に一應の道理もあるけれども、然るときに、地方で課税標準を定めるとは異り、年々又は短期間毎に改定することが出來ず、十年とか可なり長き期間固定し、其爲め各地方の間に發達の程度が異り、其から生ずる地方間の不公平といふこともあるし、又家屋税の税質、地方財政の必要などからしても考へて見なくてはならず、直ちに

15) 拙文、地方税に於ける貧者過重負擔傾向、(經濟論叢、三十二卷、)
16) Seligman, l. c. p. 539—540.

現狀變更を選めともいひ兼ねる。¹⁷⁾ 第二には地方人税として所得税附加税(及家屋税)の行はれて居る處と、戸數割の行はれて居る處との間に不均等があり、戸數割の行はれて居る處にても、不在者の過輕負擔となるといふことがあり、一人に屬する數多の戸が諸地方に散在する場合の不權衡もある。此は出来るならば全き人税に當るものを國の手により所得税として取つて、之を一定の標準によりて地方に分與することにし、(勿論、此場合には、所得税を大增率し、且つ免稅點をも引下げて然るべきである)て各地方の間に均衡を得しめたきものである。¹⁸⁾ 併し此は隨分大な改革で、一寸、現政府では手を染め得なからうと思ふ。第三は、自動車のやうに他地方へも動かされて、其道路を使用するものにつき、各地方區々の課稅標準及稅率を採つて居つては、遁脫が行はれ易く且つ不公平でもあり、各地方として不利となることもあり得るので、此は國稅で統一して取り、其收入を各地方へ一定標準により交付するとするが至當である。¹⁹⁾

もつと進んで考ふると、國と地方團體との稅收入分配の公正といふこともある(註五)。此點からいふと根本的に地方及國家の現に行ふて居る事務を精密に考査して、其事務の地方的なるものと國家的なるものにより區別し、稅の部屬及稅收入の配分を定めなくてはならぬ。此は非常に六つかしい仕事である。けれども、是非とも之を行はなければならぬ。が今度の稅制が其處まで進み得るや否や、恐らくは後日に廻はされるのであらう。

17) 拙文、地方家屋稅の當否、(租稅研究、七卷、291、以下)
 18) 拙文、地方人稅の課稅方法、(經濟論叢、三十二卷、四號、1、以下)
 19) 拙文、自動車稅論、(租稅研究、十卷、285、以下)

(註五) セリグンはいふ。財政問題は益々全體として見られることになり。かくして地方團體、各邦、中央政府の相對的要求が、各箇人又は各階級の上に據る所の全き負擔の公平なる分配の見地から考察されつゝあると。²⁰⁾

第三 社會政策上の目標

次ぎに今日は、税制の整理につきて、社會政策的に考慮せられる。尤も其度合は確固として定まつたものではない。前記、公平課税の見地からの整理も、聽がて社會政策に適う(註六)、併し其以上の事も同じく社會政策といふ目標からして要求せられ得る。其處になると其要求の範圍程度が一定せず、可なり²⁰⁾に恣意的のものとなる(註七)。其は今日我邦にて無産黨系統の人々が切りに提唱し、そして有産既成政黨の人でも一部は人氣取からしても採り容れて政綱として居るものである。具體的にいふと、所得税の累進率の上級に於ける引上、免税點の一層の引上など(註八)、それから相續税の引上の如きは可なりに多く叫ばれる所のものだが、特に無産黨の士からしては財産税の新設が唱へられても居る。も一つには勤勞者、進勤勞者、(自由職業者)などの所得標準計算方法の一層の寛恕の如きも考へられる。其他、國税にては一般に消費税の輕減乃至は廢止、地方税にては戸數割や雜種税の減廢が期望せられる。此等のものの全部の考慮は、他の目標、即ち財政收入上の目標や、經濟上の目標からして出來ない相談だともせられなくてはならぬ。けれど

20) Seligman, l. c. p. 541.

も、或度までは此等の、少くとも其一部だけは、此際とても實現しなくては濟まない。即ち今日の税制整理に於て、社會政策といふことが一の目標ともなる。

(註六) レヒターペは、公正な課税が、事實上、財産平準の効果を有つてあらうといふて居る。²¹⁾のは尤である。

(註七) レヒターペは、社會政策的租税原則は常に唯、恣意的に選まれ、又は外部事情の變轉する所の壓迫に任かざるゝこととならうといふ。²²⁾

(註八) 例之、シンミンが、改造税案の眼目を以て一層重き累進所得税に在りとしたが、實際、今日の社會政策上の見地からしての眞の中心目標たるべき税は所得税に於て大なる有産所得を重課する外にない。財産税や、そして相續税の重課ともいふけれども、此等のものは税質に於て決して所得税と對等のものでない。此點を忘れて皮相的に財産税、相續税の重課に偏するのは宜しくない。

第四 經濟上の目標

租税に對しては一方、社會政策が高調せられるが、其の動もすれば有産者壓迫となり、産業を抑制へ、經濟の發達を妨ぐるも意とせざるの弊あるに顧み、今日は別に經濟上の見地をも相當に尊重すべしと注意せられる。そして此についても多くは生産、交通を妨ぐるなどか、財産元本を侵すなどか消極的に注意する所であるけれども、更らに進んで積極的に經濟の發達を助長し、進捗することにも考慮せよとまで注意せられる。其點も今日或度まで看過してはならない。

21) Lechtape, Die Frage der Steuergerechtigkeit. S. 9.
 22) Derselbe, ebenda.
 23) Shimmin, Taxation and social reconstruction. p. 25.

此見地からして一般的に問題となることは、第一には既存の税制を整理し、之に動搖を與へること自身が、經濟の基礎を動かし、其安定を破るので不都合ではないかともいはるる(註九)。洵に尤もの事ではあるけれども、其を嚴確に主張するときには、凡べての必要有益なる改良が出来ぬことになる。で、あれは一の理想であり、即ち成るべく税制を動かすなといふ事に止まり、時勢の變化とともに、既存の制度が不適當となり、又は、後になりて不適當なるものを見出したときに、其にも拘らず之に變更を加へてならぬといふ事はない。必要又は一層有益なりといふ根據ある以上、整理改良は許すべきである(註一〇)。

(註九) テアハルレは、經濟の出来るだけの安定(スタビリティ)といふことが、經濟政策上の理想だと爲し、レプケも、課税方法が必要もなくして、屢々且つ急速に變更せられないことが重要である。既存の租税制度の各の變更、一國租税政策の各の變更は、從來の方法の上に行はるゝ國民經濟にとりて、擾亂、場合によつては加之、恐慌の元素を意味すと爲し、バステープルも、税制の屢々なる變更は混亂の結果を有つと爲し、アーミタージュ・スマスは、商品の上の税の屢々なる變更は好ましくない。何ぜとなれば各の變化が轉位を生ずるからといふ。²⁴⁾

(註一〇) レプケは、財政責任者が、經濟上最も合理的なる租税形式を見出し、且つ從來の租税制度の出来るだけ有機的な發展の下に其を適用に齎らす事を決して忘れてならぬといふ文句が前記の指示(安定要求の)と調和すといふ。²⁵⁾

で税制整理は許さるるとして、第二には、此經濟の發達を妨げて居るものを除き、むしろ其發達を促進する爲めには、今日の法人配當の第三種所得税に於ける綜合課税を源泉課税に改めては

24) Terhalle, Fw. s. 171. Röpke, Fw. s. 80. Bastable, Public finance. 3ed. p. 419. Armitage Smith, Principles and methods of taxation. p. 55

25) Röpke, a. a. O. s. 81.

何うかともいはれる。²⁶⁾けれども此點については公平課税の見地も併せ考へなくてはならず、簡単に經濟上の目標のみから決してはならぬ。即ち慎重に考量しなくてはならない。今日の資本利子の輕税の如きも、經濟發展を促すが爲めには有益で、之を其儘にして可なりともいひ得るけれども、此も前に擧げた公平課税の見地の重さから見れば許し難きもののやうに考へられる。其れに又財政收入上の見地とか、社會政策上の見地とかいふものも併せ考へなければならぬ。

次に特に今日の經濟界の不況を考慮して、税制の整理を見るときは、第一に、貨幣價値の騰貴(物價下落)の點から見れば、大體、減率が適切といふことになる。此點は前に公平課税の處で述べたのと併せ考へ、其目標の下に改正せられるならば、此にいふ見地からしても適切になる。

第二に、農商工業關係者の收益減少、純益率の減縮を見たといふに於ては、即ち其收益の絶對額の減じたばかりでなく、相對率即ち總收に對する純利率)もが減小したといふに於ては、之が困難を緩め、彼等の存立發展を全うせしめる爲めに、所得税や營業收益税に於ける純益率計算方法の改正、並に其税率の引下などが至當ともせられる。更には酒税などに於ける立替拂の困難を救ふ爲めに庫出税の採用、税率の引下などが至當だともいはれる。けれども、此等につきては同時に、別に財政收入上の見地、公平課税上の見地等をも考へなくてはならず、其の凡べての經濟上の希望は、恐らくは充たし難からうと思ふ。

26) 拙文、法人配當源泉課税の長短、(經濟論叢、三十一卷、三號、1、以下)

第五 政治上の目標

以上の外、政府が税制の整理を企てるときには、實際、政治上の見地をも加味して行ふ。其れが理屈でなく、實際である。否な其處に理屈もありて、其は前に舉げた經濟上とか、社會政策上とか、公平課税上とかの見地とも結合して理由つけられ、又は理屈を離れても、實際として行はれざるを得ざらしめる。

政治上の目標は更に二に分れる。一は税整立案者たる政黨政府としての立場であり、二は時の國情への適應といふ事である。政府は必ずや其自身の立場を忘ればしない。又忘れてはならない。そして其點からして彼の注意するのは、其の此迄に於ける言質と、行掛りとである。之を無視し、之と矛盾しては、直ちに反對黨から突き込まれ、民衆からしての信用を失ふことにもなる。だからして彼は平生注意深くして、公正にして疾ましからざる言質を與へ、行掛を作つて置かなければならぬ。此見地から見て、現内閣は、言質として消費税輕減につきて可なり立入つた處置をも取らなければならぬではなからうか。此五十九議會にて實現された程度の砂糖、織物兩税に於ける輕減では不十分のやうに思はれる。其は他の見地、特に公平、社會政策、經濟上等からも肯定せられる。宅地租の増徴緩和といふことが貴族院から要望され、此に對して政府にて何

等かの言質を取られて居るやうだが、此點は、貴族院にも一分の理屈はあるけれども、此に従ふときに、公平課税上は許すべからざるものとなる。政府の行掛りからいふと、所得税といふ國稅中心稅の補完稅としては收益稅を採ることになり、既存の收益稅たる地租、營業收益稅、資本金子稅の外に、地方稅からして家屋稅を移して來なければならぬことになるのだが、かくして家屋の課稅標準の決定が國の手に移つて、各地方間に一層公平になるともいふが、併し、反面に地方の手にあるよりも一層長期間固定することからして生ずる不公平もあり、其他の點からしても反對すべき理由があるから、一概に贊成はし兼ねる。

時の國情への適應といふことは、常に政府として稅制の整理に際して考へなくてはならぬ事である。此に更に二つある。一は民性等に適應するや否やといふ點であり、他は國民中の各階級各方面の利害の對立を調和して、出來るだけ各方面の主張を考慮に入れるといふ事が政治の要諦である。

其第一の見地からして、例を佛國にとると、此國にて長い間、所得稅のやうな申告稅が、此國の國民性、自由を尊重する民性には適はぬとして反對されて來た。そして他の國々から大に遅れて、漸く世界戰爭の初めになつて此が採用せられた。之を我國に當て箴めて考ふると、今日資本所得につき綜合課稅が行はれず、漸く源泉課稅が行はれて居るのも、亦、我國民性には英國人ほ

どの正直さを缺くといふことに基き、綜合課税の不適應を示すのかも知れない。此の如きはあまり考に入れぬでも良いやうにも見ゆるが、税制が歴史の産物であり、實際の制度である以上は、此邊の事も考慮に入れない譯には往かない(註一一)。

(註一一) アーミタージュ・スミスはいふ。租税は實際問題であつて、單なる理想的に最も良き制度の吟味ではない。凡べての既存の租税制度は、歴史の産物であり、此が、其進化の状態、其國の事情、其の有形の資源及外界、産業の發達度、人民の性質、及其歴史並に政府の形式に相對するものだ。かくして一國に適應する制度が異つた事情の國には全く不適應であり得る。變形が、抽象的なる學說の指示によりて純粹には決定せられることは出來ぬ。經濟上、且つ政治上便宜なるものが考へられなくてはならぬ。又、人民の歴史及感情が決定的元素だと。そしてロンペは、佛國について、其所得税に對する頑強なる反對は、特に此國にて前世紀後半に行はれた理想的進出に對しての其遠慮といふことにあつた。佛國民は革命の産物たる自由の權利を尊重し、之を侵害しないやうにと心配したのだといふて居る。²⁷⁾

次ぎに國內各方面の利害の調和といふことからいふと、其は結局、各方面に我田引水の主張が行はれて居るので、其の完全なる調和は到底出來ず、結局之を適當の度に於て、即ち他の見地からしても許されるだけにて考慮するに止まるであらう。けれども一應は各方面の要望を聽いて見なければならぬ。然らば今日我邦の各方面に、何んな注文が出て居るかといふと、先づ民衆は、前に社會政策的目標にて擧げたやうな事項を要求して居る。即ち消費税、勤勞所得税、戸數割、雜種税の減廢、そして所得税、相續税、財産税等の増徴又は新設である。其は少くとも一部

27) Armitage Smith, l. c. p. 41. Rompe, Die ideengeschichtliche Entwicklung des Einkommensteuerproblems in Frankreich. s. 1.

は行はれるであらう。之に對して資本家側からしての法人配當源泉課税要望に至りては、疑問はあるけれども、經濟上の見地もあることだから、實際としては一たびは物になるかも知れない。農民としては戸數割の輕減、特に地租の輕減に力を入れる。地租は五十九議會にて輕減されたから、今度は手を觸れぬともいふが、大正十五年に課税標準を決定して、今日之によりて課税さるときに、假令、税率に於て豫定の百分四半が百分三・八と一割五分減を見たとしても、物價が此間に三割三分九厘低下した事實と照らし合して、農民としては、地租をもつと減じて欲しいといふであらう。商工業者は之と異り、特に營業收益税の輕減を要望するであらう。此も五十九議會にて、法人にて六分減、箇人にて千圓以上、七分減、千圓以下二割減を行つたから、其れで澤山だらうともいふが、當業者からしては、利に敏なる連中のことでもあり、前にいふた公平上、經濟上の見地などを持出して、此上の輕減をも期望するであらう。

結 言

以上、簡單ながら來るべき税制整理に於て目標たるべき諸點を叙説した。其の凡べてが實際に考慮されるとは限らぬ。其の少からざるものが、むしろ考慮の外に置かれるであらう。又實際の政治は生き物で、生き物は理屈ばかりでは動いて往かない。理屈以上の理屈により、又、力によりて問題が解決せられて往くでもあらう。